

児童の権利に関する条約第四十三条2の改正（千九百九十五年十二月十二日に締約国の会議に

おいて採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第一号）（衆議院送付）要旨

児童の権利に関する条約（以下「条約」という。）は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」において定められている権利を児童について広範に規定するとともに、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項をも規定したものである。

締約国は、条約に基づき設置される児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）に対して、条約が定める児童の権利の実現のために自国がとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を提出することとされている。締約国の増加に伴い、提出される報告の数が年々増加し、委員会による報告の審査業務に遅延が生じたことから、一九九五年（平成七年）十二月にジュネーブで開催された締約国の会議において、この改正が採択された。

この改正は、委員会の委員の数を十人から十八人に増加することを目的とするものである。